

保健省通達1168/CD-BYT COVID-19感染予防対策の実施強化（仮訳概要）

（当該通達は、8月5日付首相府通達1068/CD-TTgを実施するために、保健省から、各省市人民委員会に発出。この首相府通達は首相指示第16号による社会隔離の徹底的な実施を求めるもの。）

1. 検査

（1）非常にリスクが高い地区（封鎖地区）

ア 感染リスクが高い人、咳・熱を有する人に対して広範的に検査を実施する。RT-PCR検査の場合は24時間以内に結果がでるよう努める。

イ 各家庭において、早期に新型コロナ患者が発見できるよう迅速抗原検査又はRT-PCR検査を実施する。

ウ 封鎖されている地区の検査は以下のとおり実施する：

（ア）各家庭にて3日から5日に1回検査を実施。

（イ）PCR検査・迅速抗原検査を家庭ごとプール方式で行ってもよい。また複数家庭のサンプルをプール方式で行ってよい。

（2）リスクの高い地区の検査

家庭ごとに、7日に1回検体を採取する（頻度を増やしてもよい）、また複数家庭の検体をプール方式で行ってよい。

（3）その他の地区は以下のように検査を実施。

ア 家族内で外出が多い者が代表して検査を受ける。

イ 医療施設、生産施設、工業団地のリスクの高い者、必需品の提供にかかわる者に対して3日に1回検査を行う。対象を拡大しても構わない。

ウ 咳、発熱があり受診する者に対して100%検査を実施する。

エ 住民、生産施設、自営業、工業団地・工業区に自分で迅速検査を行えるよう指導の場を設ける。

(4) 社会隔離措置を実施していない地域は保健省が公布したガイダンスに基づき検査を行う。

2. 死亡者の抑制

(1) 治療のための最善案を準備する。酸素、人工呼吸器、ベッド、他の必要医療設備を最短で準備する。

(2) 患者の以下の病状の進行、レベルに応じて、保健省のピラミッド3層の治療モデルを適応する患者収容・治療施設を最短に整備し、いつでも対応できるようにする。

ア 軽症又は症状がない人の場合：寮、再定住住宅、体育館、宿泊施設を隔離施設・最初の治療施設として利用する。これらの施設において、スタッフや周辺に感染が絶対広がらないよう感染対策を徹底する。

イ 中等症、症状を有する合：野戦病院の整備または県レベル施設または民間医療施設を利用する。これらの医療施設の実際の条件に応じて重症患者治療のための集中治療エリアを整備する。

ウ 重症患者の場合：侵襲的人工呼吸器、透析など集中治療対応の設備を十分完備する省・市の総合病院にて十分なベッドを確保する。実情に応じてICUセンターも整備する。

(3) 患者数が増加し、治療のニーズが高い地域は以下を実施する：

ア 医療施設で治療を受けている症状のない人で7日目のPCR検査が陰性またはウィルス量が低い(C_T≥30)場合退院ができ、自宅にて引き続き医療観察を行う。

イ 市中感染でPCRが陽性でもウィルス量が低い(C_T≥30)で症状がない人は医療施設に入院せず、自宅にて医療観察を行う。

ウ 保健省の基準で退院でき、自宅にて様子観察中で再陽性になっても再び医療施設に再入院が必要とはせず、隔離やクラスター扱いされないが、引き続き医療観察が必要であり症状が出現する場合医療施設に直ちに連絡すること。

(4) 陽性者が多い地域は自宅隔離措置を実施してもよい。その地域はこの場合の患者のサポートのための医療観察、アドバイスチーム、電話相談などを行う責任を有し、重症化の兆候がある場合はすみやかに医療施設に搬送する。

(5) 患者の受け入れ・治療にリソースの管理・動員にICTを強化する。医療従事者やその他のセクターや民間からの人材も必要な場合動員してもよい。

(6) 住民の健康のために各地域は診療活動をいつでも、どこでもきちんと行う。自宅にて基礎疾患を有する者、高齢者の診察を行い、慢性疾患の患者に対して3か月分の薬を与薬してもよい。

(引用元)

[https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-t
hao-Y-te/Cong-dien-1168-CD-BYT-2021-thuc
-hien-bien-phap-phong-chong-dich-COVID19
-483942.aspx](https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-t
hao-Y-te/Cong-dien-1168-CD-BYT-2021-thuc
-hien-bien-phap-phong-chong-dich-COVID19
-483942.aspx)